

第23回期 第2回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成29年8月10日(木) 午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第3号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画
変更の意見決定について

2件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 木谷 裕人

事務局長	<p>します。 事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第2号、農地法第5条①について、東大畑・畑田地区推進委員、小室勝弘委員の調査報告および意見を求めます。</p>
小室委員	<p>はい。東大畑・畑田地区担当推進委員の小室勝弘です。よろしくお願いいたしますします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条①について、調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、本町、■■■■さんおよび本町、■■■■さん。譲受人、棚倉町、■■■■■■■■■■さん。以下記載のとおりです。先日8月9日午後2時30分より、地区副担当の角田一志さんおよび譲渡人、譲受人の立会いの下、現地にて調査してまいりました。申請の事由は、■■■■さんがコンビニエンスストアを建設したいとのことで、■■■■さんの旦那さんが立ち会ってくれまして、■■■■さんと■■■■さんの土地を買いきたいとのことです。調査事項であります一般基準の申請目的実現性の確実性に関する項目、および周辺農地の営農条件の支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないと見てきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、農地転用基準の第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで第2種農地と判断しました。第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われま。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ないものと思われま。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、平成30年3月までに工事完了予定であり該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、国道及び町道それぞれに係る道路法第24条、道路法第32条の道路占用についても許可見込であり該当しません。</p>

	<p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、全て協議済のため該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、今回は併用地として東大畑の■■■■さん所有の雑種地がありますが、同意済のため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、店舗敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、店舗敷地が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、土砂流出についてはフェンスやブロック等の設置、用排水施設については、汚水は合併浄化槽による処理、雨水は既設国道側溝に放流する措置を講ずる計画であり、日照条件等、周辺農地への影響も問題ないものと思われま。以上でございます。</p>
会 長	<p>地区委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第2号、農地法第5条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決をいたします。この採決につきましては、農業委員のみでの採決になりますのでご注意願いたいと思います。</p> <p>議案第2号、農地法第5条①について、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号、農地法第5条①は許可相当と決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第3号①について、大草地区推進委員、佐川光一委員の調査報告および意見を求めます。</p>
佐川委員	<p>はい。大草地区担当推進委員の佐川光一です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第3号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の①に基づく計画変更の意見について、8月6日午前8時より、■■■■さんの妻、■■■■さん</p>

んの妻立会いの下、佐川健二委員と私の4名で調査した結果を報告します。

申請人、大草字■■■■番地、■■■■さん、以下記載のとおりです。申請の事由は、■■■■さんが家を建てたいということです。土地の所有者、大草字■■■■番地、■■■■さんの土地を譲受し、農地転用申請をするために、農用地区域から除外したいということです。また、■■■■さんと■■■■さんは、親戚関係にあります。■■■■さんは、両親と一緒に生活していて、二世帯のため子供部屋がなく、建て替えたいとうことでした。ちなみに、両親、■■■■さん夫婦、子供3人の7人家族です。両親は、運送会社を営んでいます。■■■■さんは会社員です。

調査項目であります、農振除外の5要件のいずれも満たしていると思われ、除外は問題ないとみてきましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

会 長

事務局より補足説明をお願いします。

事務局長

はい。では、補足説明申し上げます。

本申請地は、大草の■■■■さんの自宅隣の農地でございます。今回の申請は、■■■■さんが長男の■■■■さん世帯と同居する既存住宅の老朽化と、■■■■さんのお子さんの成長に伴い手狭となっていることから、住宅の建替えを希望し、本申請地が農振農用地となっていることから除外後でない転用申請ができないため、今回除外申請が提出されたものです。除外の決定は町が県と協議して行うものですが、事前に農業委員会に意見を聞くこととされており、今回議案に上がったところでございます。

農用地区域から除外する際には、除外の5要件がございまして、それらに問題がないか、また除外後に転用許可の見込みがあるかどうかにより農業委員会として総合的に意見を出すものとなります。まず要件の一つ目となる必要性、代替性についてですが、必要性については先ほど申し上げたとおりであり、代替性につきましては、家族の生活や農業経営の状況に変更が生じないことなどを理由に選定されており、やむを得ないと思われま。二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総合的な利用、三つ目の担い手等に対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへの支障については本申請地の周りは山林に囲まれており問題ないものと思われま。五つ目である基盤整備から8年経過の要件につきましては、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。また、除外後の転用許可の見込については、本申請地は第2種農地に該当しますが、事業計画は本申請地でなければ達成できないものであり、許可可能であると思われま。

以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思ひます。以上です。

会 長

地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第3号①について、質疑ございませんか。

<p>会 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第3号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号①は異議なしと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号②について、中根松地区推進委員、江田利光委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>江田委員</p>	<p>はい。中里・根岸・松野入地区推進委員の江田利光です。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更に対する調査報告ということでございます。</p> <p>議案第3号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項②についての、調査結果を報告いたします。調査にあたっては、中根松担当農業委員の会田嘉治さんと、申請者のお母様の立会いのもと行いました。</p> <p>申請人、松ノ入、■■■■さん。以下記載のとおりです。申請の理由は、■■■■さんが家を建て替えたいということで、■■■■さんの祖父、■■■■さんから今回土地の贈与を受け、また、隣の■■■■さんから一部土地を譲り受ける予定での、農地転用申請するために農用地区域から除外したいということです。申請者からの聞き取りの主な内容としては、先ほど議案書にもありました、住宅を建て替えたいということですが、現在の住宅地での建て替えでは、土地利用計画書でも記載されているように、家の裏側が急傾斜危険区域ということで、現在の住宅が建っております。大雨での土砂災害、または地震での斜面の崩落等の危険性を考えると、場所を替えて建て替えたいというようなことでした。</p> <p>また、調査事項であります、農振除外の5要件のいずれも満たしていると思われる、除外は問題ないものとみてきましたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。では、補足説明申し上げます。</p> <p>本申請地は、松ノ入の■■■■さんの自宅隣の農地でございます。申請については①の■■■■さん同様の理由により、住宅を建替えるために、本申請地を農振農用地から除外したいというものです。</p> <p>5要件についてですが、必要性・代替性については①同様、生活環境等に変更がないことや資金上の理由などにより選定されており、やむを得ないものと思われれます。二つ目、三つ目、四つ目の土地利用上、集積、各施設への支障についてですが、本申請地は■■■■さん隣の農地で一団の農用地の端に位置し、また、それぞれについて必要な被害防除の措置が計画されていることから、問題ないものと</p>

	<p>思われます。五つ目の基盤整備から8年経過の要件につきましては、本申請地は昭和54年に基盤整備されたものであり、8年以上経過しているため該当いたしません。</p> <p>また、除外後の転用許可の見込については、本申請地は第1種農地に該当しますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するものと思われ、許可可能であると見ております。</p> <p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第3号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第3号②について、異議なしと決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号②は異議なしと決定いたしました。</p> <p>次に、その他に入ります。(1) 浅川町農地パトロール(有効利用調査)実施要領(案)について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>はい、では、説明させていただきます。</p> <p>先月の業務説明会時に書記より説明をさせていただきました、農業委員会の法令業務である農地利用状況調査ですが、国の農地法の運用通知により8月に実施することとされております。また、農地法第32条で規定された利用意向調査については、利用状況調査の結果を整理したのち、11月末までに翌年1月末までを回答期限として実施することとされております。</p> <p>利用状況調査の実施は、実施要領を総会の決定により策定した上で行うこととされているため今回提出させていただいたものです。内容については、県および福島県農業会議から示されたひな形を基に作成しており、例年作成しているものとほぼ同様となっております。</p> <p>なお、調査の実施方法等の詳細については、今回、皆様に調査用図面、調査票のほか資料等をお配りさせていただいておりますが、後ほど書記より説明をさせていただきます。2枚綴りの、浅川町農地パトロール(有効利用調査)実施要領(案)についてでございます。これで良いかどうかをお諮りしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局より説明が終わりましたが、実施要領(案)について農業委員及び推進委員の皆さんからご意見等ございますか。</p>

<p>会 長</p>	<p>意見等がないようですので、それでは実施要領については案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、(2)平成29年度福島県下農業委員会大会議案の検討について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。先にお配りしました、平成29年度福島県下農業委員会大会議案(素案)資料No.1、No.2になっている資料でございます。福島県農業会議より、11月14日開催予定の平成29年度福島県下農業委員会大会議案の検討依頼が来ており、皆様には事前に郵送させていただきました。</p> <p>これは、5月の総会において前農業委員の皆様へ一度検討していただき、各委員会の意見をもとに、福島県農業会議において大会議案を作成したので、今回はこの案に対して検討いただきたいという趣旨でございます。皆様から何かご意見等ございましたら、この場で検討していただきたいと思っております。なお、5月の際なのですが、資料No.3にありますとおり、意見のあった農業委員会の中に浅川町の名前があります。その意見につきましては、15ページの11のその他の下から5行目、米の直接支払交付金制度に代わる補償制度等の仕組みを求めるといのが、前回の5月のときに意見があり、それを福島県農業会議に提出したところ、このような資料の議案に反映されているところでございます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>平成29年度福島県下農業委員会大会議案について、皆さんから何かご意見等ございますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>意見がないようですので、検討の結果、異議なしということで農業会議に報告したいと思っております。</p> <p>次に、(3)農業者年金加入推進部長について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。それでは説明します。</p> <p>1枚の紙で、農業者年金加入推進部長の推薦と活動計画についてという、平成29年6月27日の文書をお手元に配布してあります。農業者年金加入推進につきましては、農業委員さんおよび最適化推進委員の方の両方に推進活動を行っていただくこととなりますが、加入推進部長という人を各農業委員会で1名選出するよう依頼がきております。この文書にも書いてありますように、8月21日までに提出してくださいということですので、次回の農業委員会総会では間に合いませんので、今回この場で1人の方を決めていただきたいと思っております。これにつきましては、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんのいずれでも結構でございます。本文のまた書きにありますように、9月14日には研修会を行う予定です。それから、通常の報酬とは別に活動時間により、この表のような報酬が支払われるようになっておりますので、よろしく願いいたします。</p>

会 長	事務局より説明が終わりましたが、どのような方法で選出いたしますか。 （「会長一任」の声）
会 長	はい。ただいま、大河内委員より会長一任という提案がありましたが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	それでは、会長から指名いたします。4番の小針賢一委員を指名いたします。小針委員につきましては、今は退職しておりますが、当時の職業からすると浅川町の範囲も詳しく知っていますし、推進等をやった経験がございますので、適任者かと思って指名いたしました。ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	それでは、小針賢一委員を加入推進部長とすることで決定いたしました。本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。皆さんからその他何かございませんか。
川音委員	はい。
会 長	はい、川音委員お願いします。
川音委員	今回が2回目の農業委員会総会ということですが、審議事項が多いので、会議が始まる前に資料の確認ということで、最初にやってもらいたいです。どの資料がどの審議のものなのかよくわからないので、それをお願いしたいと思います。
会 長	はい。では、次回から事務局の方で資料の確認をするようにいたします。続いて、鈴木政吉委員。
3 番	はい。里白石・福貴作を担当しております、鈴木政吉です。 先ほどの年金の件なのですが、今どのくらいの人が加入しているのか、加入状況を確認したいです。
会 長	はい、事務局。
木谷主査	農業者年金の加入者ですが、農業者年金には旧制度と新制度というものがございまして、平成13年度までが旧制度。こちらは賦課方式といまして、現役の世代が年金をもらう人達の保険料を賄っていたケースで、今の国民年金と同じ制度です。この旧制度が平成13年のときに破たんしまして、14年度から新制度に代わりまして。14年度からは積立方式で、自分で保険料を積み立てる方式に

	<p>なっております。新制度については、浅川町ではまだ加入者はありません。旧制度につきましては、制度として終わっていますので、年金をもらっている人だけなのですが、その人が今浅川町で101名だったと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりましたが、よろしいでしょうか。</p>
3 番	<p>はい。</p>
1 番	<p>はい。</p>
会 長	<p>はい、1番、會田委員お願いします。</p>
1 番	<p>はい。その他の(2)の、県下農業委員会大会議案というのは、これはどういうことなのか分からないので教えていただきたいです。</p>
事務局長	<p>はい。先ほどちょっと触れましたが、11月14日に予定をしております県下農業委員会大会というものがあるのですが、これは、福島県の各農業委員、推進委員の方が一同に集まり、来賓として国会議員、県議員を呼び開催するものでして、この議案第1号につきましては、平成30年度政府農業予算の確保についてを、各農業委員さん達の決議をもって要望活動の意思決定をする場でございます。議案第2号につきましては、農業委員さんの活動強化に関する申し合わせとなっておりますので、このような申し合わせで進んでいきたいと思いますという、意思表示を再確認するような意味の大会ということになっております。</p>
1 番	<p>その他にある浅川町から出された、米の直接支払交付金制度に代わる補償制度等の仕組みを求めるといのは、これはどういう意味なのか。</p>
事務局長	<p>はい。いわゆる減反、過去に行われていた生産調整という制度が、昭和40年代から始まり現在に至っております。その中で、米の生産調整につきましては、国の方から一律現在は約60パーセント、水田を1町歩持っている方だったら6反歩くらいまで作ってください、そうすれば受給調整がうまくいきますという国の方針があります。その6反歩の割合だけで米を作付けした方については、その面積に応じ現在29年度までの措置で、29年は1反歩当たり7,500円を交付する制度があります。これが29年度までで終了となります。なので、これは国の決定事項なのですが、それに代わる補助制度等の仕組みを求めるとい意見が、5月のときにあったということでございます。</p>
会 長	<p>會田委員、よろしいですか。</p>
1 番	<p>はい、分かりました。</p>
会 長	<p>その他ありませんか。</p>

江田委員	はい。
会 長	はい、江田委員。
江田委員	事務連絡ということで平成29年度前期農業委員・農地利用最適化推進委員研修会という案内がありますが、これの参加はどうなるのでしょうか。私事で申し訳ないのですが、9月1日にちょうど人間ドックを予約しているので参加ができません。個人的なことで申し訳ないのですが。
会 長	では、配布資料を基に事務局から説明があります。
事務局長	<p>はい。今、ご質問がありました平成29年度前期農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についてなのですが、日時が9月1日、いわき市のスパリゾートハワイアンズで実施されます。午後1時から3時半までなのですが、集合時刻を午前10時15分で、集合場所は旧専売公社跡地でお願いしたいと思います。昼食については、3枚目に予定をしております。研修の内容につきましては、最後のページに記載があります。基本的には出席していただきたいのですが、事前に予定がある方については、欠席でいたしかたないと思います。8月18日までに欠の報告をお願いしたいと思います。研修会開催要項の最後に、開催場所として県中地区はビッグパレットを予定していたのですが、会場が狭いということで県の方から変更してほしいと言われまして、いわきに変更しております。まず研修会については以上です。</p> <p>それから、今回配布してあるものが色々あるのですが、まずは作業着と帽子、長靴、ネームプレート、名刺、身分証明書、腕章、車に貼るマグネットを配布してあります。身分証明書、ネーム、名刺等に間違いがないかどうかご確認いただきたいと思います。あと、農業委員会業務必携は、先ほどの研修会にご持参いただきたいと思います。配布物の中に、浅川町農業委員会初顔合わせ・懇親会会計報告書というものがあります。前回行いました初顔合わせ・懇親会の会計報告でございます。</p> <p>それで、ちょっとメモをお願いしたいのですが、次回の農業委員会総会は、9月15日金曜日、午後1時30分を予定しております。あわせて総会終了後、稲作作況調査を行います。議案審議後に着替えて現地に行くこととなりますので、作業着の上着、長靴、帽子等をご持参いただきたいと思います。</p>
8 番	15日の総会の服装は、やはりこの格好ですか。
事務局長	はい、それをお願いします。
8 番	それで作業着を持ってくる。
事務局長	現場に行く時に着替える。

8 番	車両は。
木谷主査	車は公用車を使います。
3 番	作業服も制服と同じではないのですか。
事務局長	大変申し訳ないのですが、総会時は今の服装でお願いしたいと思います。現場に行く時については、必ず作業着の上着を着なくても結構ですので、シャツでも構いません。
川音委員	なぜ、その服装にこだわるの。午後の会議が終わってから現場に行くのですよね。
事務局長	そうです。
川音委員	そうした場合に、いちいち作業着に着替えるのは面倒でしょう。 最初から作業着を着て会議をやっても、別に差し支えはないのではないですか。まずいのですか。
会 長	この上着は会議用で、ジャンパーは作業着です。現地を歩く時には作業着なのですよということでしょう。農業委員というのは、このバッジを基に協議をするということなのです。
3 番	同じ日だから困るんだね。
8 番	いや、同じ日だから良いのでしょうか。
会 長	そこは、何とか納得してください。
事務局長	それから、前回の総会時にお願いしました、報酬等の口座振り込みの依頼書の提出をお願いしたいと思います。また、会費の徴収につきましては、年2回の支払い時に会費として2,000円、旅行積み立てとして30,000円、新聞代を徴収することにしたいと思います。前回の会議の際に、今回の任期が途中だったので報酬が30,000円までいかないとお話したかと思いますが、再度確認したところ30,000円以上になっていましたので、問題ありませんでした。大変失礼いたしました。 それから、今回の総会の後に、農地中間管理機構という組織の、須賀川駐在の安藤マネージャーがいらっしゃっておりますので、ご挨拶がてらご紹介したいと思います。総会終了後になりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。 最後になりますが、先ほども申しあげました農地利用状況調査についてです。

<p>木谷主査</p>	<p>農地利用状況調査・農地パトロールですが、8月29日火曜日、午前9時に、この場に一度お集まりいただきたいと思います。この時は、上下作業服でお願いしたいと思います。服装や持参物については、記載のとおりでございます。それにつきまして、先ほど詳細を説明するとしておりましたので、ここで農地パトロールについて木谷の方から詳細説明をいたします。</p> <p>はい。長くなりまして申し訳ないのですが、私の方から農地利用状況調査の内容等について説明させていただきます。説明に使用するのは、皆様にお配りしておりますファイルになります。図面のファイルとA4版の調査表のファイルです。調査表のファイルの前の方に、説明書きを入れてございます。A4のファイルを開いていただくと、最初に農地利用状況調査担当表があるかと思えます。そちらは、基本的に9つに分かれているエリアそのままになっております。農地筆数という記載がございまして、そちらとピンクの紙をめくっていただくと、平成29年度農地利用状況調査についてということで、調査の全体イメージという用紙があるかと思えます。この利用状況調査とは何かというのを簡単に説明したいと思います。</p> <p>利用状況調査というのが、農地法第30条で決まっております、今回から農業委員会の最重要事務にも位置付けられたということで、必ず年に1回農業委員会の方で管内の農地の状況を調査するという事になっております。これは、8月に実施するという事で、国の方で明確にその時期まで示されてございます。利用状況は、まず管内の農地を、緑色で囲まれた農地とオレンジで書いてある荒廃農地、要は作られていたり維持管理されている農地と、そうではなく荒れている農地に分けるような形になります。荒れている農地の中でも、その下に矢印がありまして、A分類B分類という記載がありますが、A分類、B分類とは何かと言いますと、簡単にカッコ書きで書いてありますが、A分類は再生可能、B分類は再生困難ということで記載がございまして、何枚かめくっていただくと、判定事例という写真が中に入っているのですが、3枚ほど写真が入っております。判定事例の中でも、まず不作付地。不作付地というのは、荒廃農地には入りません。不作付地というのは、トラクター等で耕耘すればすぐに活用できる状態が継続しているものです。それは荒廃農地にはなりません。次は、荒廃農地のA分類ということで、荒廃農地のうち、農地として再生するために抜根、整地、区画整理、客土等が必要な農地ということで、草が背の丈くらいまで伸びている写真が皆様のお手元にありますが、この程度の荒れ具合であれば、再生可能なA分類という扱いになります。それから、次のページの荒廃農地のB分類は、森林の様相を程しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な農地ということで記載があります。草ではなく樹木等が生えて、容易には再生できないような状態のものは、B分類というような扱いになります。先ほどの調査票に戻りますが、利用状況調査でA分類に判定されたものにつきましては、11月末までに利用意向調査という形で、所有者の方にどのような意向をお持ちか確認するための調査票を出すようになります。その所有者の方が、例えば誰かに貸したいと思っているとか、いずれ耕作する考えがあるとか、そういった考えを確認する利用意向調査というものを、A分類に判定されたものは実施します。B分類の再</p>
-------------	--

生困難と判定されたものに関しましては、その下に書いてありますが、非農地判断といたしまして、今年5月の農業委員会総会で、浅川町においても初めて非農地判断というものがなされましたが、原則B分類については、農業委員会総会の議決で非農地判断をするという形になります。利用意向調査の下に、点々が矢印がありますが、利用状況調査の結果も利用意向調査の結果もそうなのですが、国の方で全国農地ナビということで、全国の農業委員会の農地台帳を地図と一緒に公表しておりますが、そちらに調査結果が公表されるような形になります。利用意向調査の結果がその下に緑色であります、中間管理機構等に貸し付けをすることによって、遊休化の解消を図る。あるいは、意向調査の回答がない場合とか自分で耕作するという回答がされたにも係らず耕作をしない場合などは、一部固定資産税の課税が強化されるというような制度になっております。そちらの表の下に、利用状況調査についてと書いてありますが、調査対象地は全ての農地ということで決まっております。昨年までは、管内の農地約16,000筆ありましたが、先ほど申しましたように、5月の総会で約4,000筆が非農地判定されまして、今年になってからは約12,000筆になっております。

調査方法なのですが、皆様に調査用図面をお渡しさせていただきましたが、基本的にはその図面を活用し、現場の状況が図面上から判断できない場合には、現地調査による実施ということで、この現地調査を基本的には、先ほど申しました8月29日に実施するという流れになっております。頁をめくっていただきますと、図面の内容ということで記載がありますが、皆様にお配りしました図面の見方を簡単に説明したいと思います。図面の右側に凡例ということで、図面の見方がこの凡例にあります、図面上紫の太い線で囲まれている部分は大字界です。黒くて太い点々線は字界になります。図面上、黄色い線で囲まれている筆、番地の下に黄色いアンダーラインがあるものにつきましては、地目が田んぼになります。オレンジで囲まれている筆は畑になります。去年までの調査で、A分類に判定されているものにつきましては、ピンク色の太い線で筆を囲んでありますので、そういうものは去年の調査の段階でA分類と判定されている農地になります。水色の太い線で囲まれた農地は、去年の農業委員さんの調査の中でB分類、再生困難と判断された農地になります。筆が何も無い、ただの真っ黒な線のままのものは、農地以外の宅地とか雑種地とかそういった地目になっております。

実際の調査の手順ですが、国の方からは、原則的にすべての農地を現地に行き調査するという事になっているのですが、それはなかなか難しいと思います。皆様方は普段農作業をされて、現地に行かなくても状況を十分把握しているところもあると思いますし、あるいは、各地区で中山間事業や多面的事業をされている農地もあるでしょうから、調査の手順といたしましては、まず図面を凡例に基づいて見ていただいて、ざっと見た感じ、去年までの判定と今年の現状に変更がないかどうかを確認いただきたいと思います。全ての図面に図面番号のインデックスが貼られていて、それとリンクする形で、A4版の調査表には筆と所有者の名前が入ったすべての筆の記載がございます。なので、利用状況調査の皆さんにお配りしている一覧、A4版の調査票の中身になりますが、一番左側に図面番号が書いてあります。もちろんこちらにはインデックスも付いていますが、字名と地番と地目と面積と所有者ということで、筆の情報の記載がございま

す。その所有者の隣に、前年判定区分というところがあると思うのですが、前年判定区分に何も書いていない農地については、今は荒れていない農地だと扱われているものになります。前年判定区分のところにBと書いてあるものは、前年の時に再生困難と判定されたものです。Aと書いてあるものは再生可能だと判定されているもので、その隣に太書きで書いてある判定区分のところに、今年の判定を記載いただきたいのですが、記入例のところを見ていただきたいのですが、ここは、分かり易くご自分で使っていただいて良いのですが、記載例ではチェックが書いてありますが、チェックというのは書かなくても良いです。ここは自分でチェックしたよと、分かり易くするために記入例ではチェックを書いています。基本的には、前年と状況が変わるとき、例えば前年まで何も表記されていなくて農地の扱いになっているが、今は荒れてしまってA分類になっているという場合には、今年の判定区分のところにA、もしくは、がさやぶになって、もうとても農地には戻せないという場合には、その判定区分のところにBと書いてください。あるいは、前年の判定区分のところにAとかBの荒廃農地に位置付けされているものでも、部落の中で多面的事業等によって、荒廃状況が解消されているという場合には、農地の農という形で、再生したと分かるように調査票に書いていただければと思います。図面から見て、とても図面の状況だけでは現地が分からないという場合は、番地に丸印を付けておいたりして、これは現地に行かないと分からないなど、ここは委員さんの使い易いように活用していただいて構いませんので、この調査表にご記入いただきたいと思います。

8月29日に、各農業委員会でこういった現地調査、農地利用状況調査が適切に実施されているかという部分で、国の方でも各農業員会に必ず職員が随行したりなどという状況が生じておまして、今回も8月29日に、人数はまだ定かではないのですが、福島県の本庁職員と県農業会議の職員が人数はわからないのですが、随行するという事で話がきておりますので、時間がない中で大変申し訳ないのですが、あらかじめ図面等を見ておいていただいて、荒れてしまっている農地とか把握されている部分で、29日現地確認に行くようなところを拾い出していただければと思います。例年ですと6月くらいに準備をして、7月には農業委員さんに調査票と図面をお配りさせていただいたのですが、今回は改選もございまして、皆様方におかれましては就任間もない中で制度の理解もなかなか大変な中、ご負担をおかけすることもあるかと思うのですが、遅くとも9月までにはこの調査を完了することとなっておりますので、9月末までを期日として皆様にお配りした調査表を回収させていただきまして、事務局の方で整理をしてに県等に報告するような手順で進めたいと思います。

班の皆様には、ご自分の班の図面と調査表がまったく同じものが配られております。ですから同じ班の中で相談をしていただいて、例えば簗輪・袖山であれば、私が簗輪を確認するので袖山をお願いします、というような割り振りをしていただいて、やっていただければ良いのかと思います。

調査表のところで説明が漏れたのですが、右側に多面的・中山間交付金・納税猶予種類・特定処分対象農地ということで、該当がある物には丸印が付いているものがあります。多面的・中山間交付金というのは、各地区で多面的事業とか中山間事業で取り組んでいる農地ですので、そちらは基本的に農地として使われて

川音委員	<p>いるものですので、調査いただかなくても大丈夫なのかなということで、情報として記載させていただいております。あと納税猶予種類というのは、贈与税の納税猶予を受けている農地になっておりまして、こちらは非農地判定やB分類になってしまいますと、納税猶予が解けてしまいまして大変な状況になってしまうということがありまして、納税猶予と特定処分対象農地というのは、原則農地の扱いとされておりまして、そちらも情報として記載してございます。</p> <p>駆け足で説明をさせていただいたのですが、なかなか1度聞いただけでは分からない部分があると思います。もしその場合には、事務局にお問い合わせいただければ、その都度ご説明させていただきますので、ご不明な点があれば、今日でなくても事務局まで連絡をいただければと思います。私からの説明は以上です。</p> <p>29日に調査ということなのですが、農業委員会の活動を広報か何かで出すのですか。その内容を。</p>
木谷主査	<p>はい。農地利用状況調査・農地パトロールについてということで、8月29日の文書の一番下に、回覧ということで入れさせていただいたのですが、やはり前回の農業委員さんからもお話がありまして、ある地区で現地調査をしていたら、農作業している方に不審がられて追いかけられたという話がありましたので、こちらの回覧文書で皆様からこれで問題ないとなれば、こちらの文書を8月16日に各行政区に回覧したいと思います。</p> <p>あと図面の方なのですが、去年までは航空写真だけをお配りしてやっていただいたのですが、森が重なって番地が見えないということがあったりしましたので、今回はセットで白図が後ろに付いています。ですから、もし番地が見えない場合には、航空写真が入っていない白図がありますので、そちらで番地等を確認していただければと思います。調査表は基本的に回収させていただくのですが、図面につきましては、各地区で農業委員さんの方で、色々な相談を受けたりするときに使うということもあると思いますので、調査図面は基本的にこのまま皆さんにお渡しいたします。</p>
事務局長	<p>では引き続き、先ほど申しました農地中間管理機構の安藤マネージャーがいらしていますので、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
事務局長	<p>それでは、農地中間管理機構の安藤マネージャーにご挨拶をいただきます。</p>
安藤マネージャー	<p>皆さん、改めましてこんにちは。</p> <p>このような大事な席にお邪魔して、お話申し上げる機会をいただきまして、大変感謝申し上げます。私は、農地中間管理機構で、須賀川地方と石川地方を担当しております安藤晋治と申します。農地中間管理機構の説明は後ほど申し上げますが、昨年4月から須賀川普及所の中に席を置かせていただき、農地中間管理事業の地域駐在員として配置されました。今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>せっかくの機会をいただきまして、本当にありがとうございます。お手元に、</p>

パンフレット等を置かせていただきました。まず、カラー刷りのパンフレットの方ですが、ここに農地中間管理機構は地域農業の未来を応援しますとございます。この一番下の方に、福島県公益財団法人、福島県農業振興公社とありまして、その下に福島県農地中間管理機構となっております。平成26年に農地中間管理事業というものが創設されまして、その事業を担う団体としまして、各都道府県に一つ県知事の指定で設置されることになりました。その際に、それまで農地の流動化関係を県域で担当しておりました福島県農業振興公社が、福島県知事の指定を受けて、福島県の農地中間管理機構となったわけでございます。農地中間管理事業の中身につきましては、すでに皆さんご存知であろうと思いますので省略しますが、このパンフレットの中に色々載っております。後ほどご覧いただければよろしいのかと思っております。それからもう一つ、1枚のパンフレットがありますが、最近はこの各農家の方に配布したり、あるいは商業施設等に置いて、皆様方の目に触れるようにしてあります。

今日は、せっかくの機会をいただきましたので、農地中間管理事業について色々な課題を持ってお話させていただきますが、今回の皆様方の農業委員会制度の改正の中で、各市町村に農地利用最適化推進委員の方々が設置されたということで、私も農地中間管理事業は、農地利用最適化推進委員の方々と、非常に密接な関係を持ってこれから進めるということで、私も指示を受けております。そのような中であって、こちらのペーパーの方でご案内申し上げ、これからご協力、ご指導お願い申し上げたいと思っております。こちらのペーパーの方をご覧いただければよろしいかと思うのですが、ここに「はじめに」とございます。ここには、先ほど申し上げましたように、農地中間管理事業が始まってでございます。28年度末で、県内全体で約4,000haの実績があるのですが、まだまだ目標にはほど遠いのが現状でございます。浅川町さんにおかれましても、農地中間管理事業の実績が16.7haでございますが、これから、なお一層進めていきたいと考えております。そのためには、ということで色々記載がございます。この内、具体的にはどうするのかというところが、2番になります。重点地区を拠点とした活動の展開ということであります。重点地区とは、とあります。重点地区とは、各市町村の中で、この地区は重点的に中間管理事業を進めて、担い手農家への流動化を促進していきたいと、そのように各市町村の方で推薦していただいて、中間管理機構が指定してございますが、浅川町さんでは、染地区が重点地区に指定されております。平成26年当初から、染地区で色々実績が進められていまして、今年も染地区を重点地区としてあげていただいております。そうしますと、この重点地区につきましては、具体的にどのような進め方をしていったら良いのかというような活動計画を作って、農政商工課の担当課の皆様と、連携して進めていくというようなことでございます。ここに、重点地区の活動計画を作れと言うような指示がありまして、今年の4月来、担当の方と色々ご協議させていただきながら、メモ的にまとめた資料ではございますが、このような重点地区活動計画をこのようにまとめて進めさせていただいております。裏の方にスケジュールというものがあるのですが、その中でまず7月とありましたが、農地利用最適化推進委員の方々との連携を図るということからスタートするということを想定しております。ですから、8月になって本日お

伺いさせていただいて今後様々なご相談をさせていただきたいと思っております。農政の担当者や色々な機関、農協や普及所というような関係機関との協議が、年に何回か浅川町でも開かれておりますので、そういう中で進捗状況を協議して、さらに皆様方と情報の交換をさせていただいて、年度末には色々実績を上げていければなというような流れです。先ほどのペーパーに戻っていただきまして、(3) 農地利用最適化推進委員との連携の強化とあります。地区の状況を良く把握されている皆様方との連携強化は不可欠だということでございます。人・農地プランというものがありますが、人・農地プランは、農政商工課で取りまとめていただいております。現在のところ浅川町さんは全町でできておられます。その中で、貸し借りの推進を進めていきたいということでございます。4番に、具体的な活動に向けてとありますが、これから色々な形で密接に連携をさせていただきながらということでございます。最後に、先ほどもちょっと冒頭で申し上げましたが、私は地域マネージャーとして、須賀川の農業普及所の方に席を置かせていただいて、色々な情報を県の方に伝えながら色々と手続きを進めていくという立場で、今、活動させていただいております。これからどうかよろしくお願ひ申し上げます。実は、今まで重点地区でどうのこうのというようなことを申し上げておりましたが、実際に活動してまいりますと、2、3年内の特徴であります。個別の相談というものが年に何回か、私の方に直接まいります。先ほど申しましたこのようなペーパーが色々なところに配布されたりして、農地中間管理事業というものの周知がなされる関係から、個別に私のところに相談がきたりしますが、その時に良くあるのは、そろそろ俺も年で田んぼができないから、誰かに作ってもらえないか、そういう人を見つけてもらいたいと言われるのです。私は申し遅れましたが、出身は須賀川です。以前は農協職員を40年ほどしておりましたから、退職した後、営農関係を経験したこともありまして、今回、振興公社から須賀川地方をとということで命じられてやっておりますが、広域合併の前ですから、その他の地区については分からないことが多いです。ですから、誰か何とかしてくれと言われても、なかなかすぐには分からないことが多いです。今までは、地元の農協の営農支援の方とか役場の担当の方々、もちろん農業委員の方々に色々お骨折りをいただきながら、受け手を見つけたというようなこともありました。今回は、そのような時には、まず地区に配置されておられる農地利用最適化推進委員の方に連絡を申し上げて、そういった相談の場合には、この方の土地を誰に作っていただくのが一番良いのかといった相談を申し上げ、そういう田んぼを作っていただきたいという方の要望に対して対応をさせていただければと思っております。これから、その地区その地区で出てきた場合に、これからご連絡差し上げさせていただくことがあるかと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひ申し上げ、今回の事業の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長

どうもありがとうございました。

色々国の方では、農地の集積化というものを進めているというところで、このような制度が始まっているものと理解しております。今日話を聞いていただいて、すぐに質問ということにはいかないでしょうから、色々パンフレット等を読

	<p>んでいただきたいと思います。</p>
佐藤委員	<p>はい。</p>
事務局長	<p>はい。</p>
佐藤委員	<p>中山間地については、なかなか難しいと思うのです。平坦地などの場合は比較的よいのかと思うのですが、そういった場合依頼したいと言われたら引き受けるのか、依頼して引き受けてもらっても、何年も借り手がいないという場合には、これはどういうことになるのですか。</p>
安藤マネージャー	<p>はい。全くご指摘の通りでございます。実は、相談を受ける農地は、作り手がいないような遊休地だったり、中山間地だったりというのが多いのが現状です。その際に農地中間管理機構は、国は色々と言っておるのですが、現実的には担い手農家、受け手農家の方の経営規模に対する支援でありますから、誰も作らないような所を無理して作ってくれというわけにはいかないのです。これは政府も納得をしていて、作り手のいない農地はやはりお断り申し上げるしかないというのが制度になっております。それでは何もならないだろというご指摘ももちろんたくさんあります。ですから、とにかく色々探す努力をして、それでも結局は作り手がいなければ、申し訳ありません作り手がいないので次の手段を何か考えることができるといようなこととなります。現実的には、何もできないという実例が今までもありました。</p>
佐藤委員	<p>その場合には、何年も放置するというわけにはいかないでしょう。荒れてしまうのですから。そういう場合には、1年くらいの期間を設けてそういう回答するのかどうか。</p>
安藤マネージャー	<p>今、制度的には、機構は2年間を請負期間としております。2年間の中で回答をするのですが、作っても良いという人がいれば、そういう調整をいたします。しかし、残念ながら2年間いなければ、申し訳ありませんが機構の方では取扱いできませんということになります。誰がどう見ても、完全に山林原野になっているだろう、しかし色々な制度がありまして農業者年金の経営移譲の関係や生前一括贈与の関係とかで非農地化できないという農地もあります。それでも、受け手がいなければどうしようもないので、それは非農地化できるような農業委員会の中でご判断いただきたいと思っておりますが、一応、そのような手続きになってございます。</p>
事務局長	<p>よろしいでしょうか。</p>
安藤マネージャー	<p>すみませんが、最後にもうひとつ。先ほど、こちらに直接相談があった場合には、皆様方にご連絡を申し上げてというような話を申し上げましたが、皆様、の方々、農地利用最適化推進委員の方々にも直接相談があるだろうと思います。</p>

	<p>その際、農地中間管理事業を使いたい、あるいは使う必要があるというような場合には、遠慮なく申しただけければ、私の方で馳せ参じて手続きを取らせていただきますので、お気軽にご連絡いただきたいと思います。それから地区の中で、こういった事業の説明をしてくれというようなことがありましたら、これも遠慮なく電話していただければ、私の方で日程調整の上出かけて行って、色々ご説明を申し上げることができますのでよろしく願いいたします。その際は、資料の最後に書いてあります須賀川というところにある番号が業務用携帯になってございますので、お電話をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。</p>
事務局長	<p>よろしいでしょうか。 今日は、どうもありがとうございました。</p>
安藤マネージャー	<p>ありがとうございました。</p>
木谷主査	<p>すみません。今、私が資料を配っている時に質問を受けた中で、説明が1ヶ所漏れたところがありましたので、もうだいぶ長くなって申し訳ないのですが、そこだけ説明をして終わらせていただきたいと思います。</p> <p>先ほど、利用状況調査の調査票の中の判定区分の隣に意向内容というところに、機構事業とか自ら耕作とか書いてあるところは、これは何だろうという質問をいただきました。これは、去年A分類と判断された農地で利用意向調査をしまして、その所有者の方から回答された意向内容になっておりまして、機構事業と書いてあるものは、その方が中間管理機構に貸したいという意向を示された方です。中間管理機構に貸したいという意思表示をされた方につきましては、固定資産税の課税が上がることはなくなるわけなのですが、そういうことで機構事業を選んだ方です。自ら耕作と選んだ方は、去年自ら耕作と選んでいて、今年の利用状況調査で遊休化が解消されていない場合、今年の年末までにその状況が解消されないと、原則的に言えば来年から固定資産税が上がるような形になる場合があります。なので、自ら耕作と書いてある筆はそんなにないと思いますが、もし自ら耕作と回答されている筆については、今年必ず現地を確認する必要があるということになりますので、自ら耕作とあった場合には、気を付けてご確認をいただきたいと思います。</p>
佐藤委員	<p>機構事業と書いてあるのは見なくてよいということですか。</p>
木谷主査	<p>そうです。今、中間管理機構で言ったように、2年間を限度として借り受ける方がいるかどうか取り扱います。ですから、機構事業を選んでいる方については、今回の調査はしなくて大丈夫です。</p>
2 番	<p>その他というのは何ですか。</p>

木谷主査	<p>はい。回答の中にその他という項目がありまして、そこに自由に意向を記載できるようにしているのですが、この調査表に記載しきれないほどの文章で意向が書いてあるものは、その他になっております。その他についても、今年どういう状況になっているのかということはご確認いただいて、去年と変わらずA分類のままであればA、遊休化が進み荒廃しているので再生は困難だという場合には、Bと今年の欄に書いていただくような形で記載していただければと思います。</p>
事務局長	<p>再度申し上げますが、B分類、いわゆる再生困難なもの今回の調査で判定されたものについては、事務局で再度確認をして12月の総会に諮り、非農地として判断して良いかどうかの議案として提案をします。それが可決されると、非農地としての扱いになります。今年の5月に通知したように、その通知をもって地目変更の登記を促すような案内を出すことになります。</p>
5 番	<p>特定処分対象農地というのは何ですか。</p>
木谷主査	<p>はい。特定対象農地といいますのは、先ほど農業者年金の話をして、百何名か受給されている方がおります。農業者年金の中でも経営移譲年金といいまして、受給する際にお父さんから息子さんに経営を移譲するという事で、農業委員会をとおして農地を息子さんに貸すという手続きをしております。それによって、その経営移譲年金という農業者年金をもらっているのですが、その特定処分対象農地が非農地判定となりますと、経営移譲年金の支給が止まってしまうという状況があります。ですから特定処分対象農地と記載してあります。今、特定処分対象農地の手続きをやった人のほとんどが、20年前くらいに手続きをしておりますので、こういうA分類やB分類とか、非農地判定がない時代に経営移譲をしているので、今の制度に合わせて非農地判定をしてしまって、農業者年金がストップされてしまったという大変なので、そういう形で記載させていただきました。</p>
1 番	<p>非農地判定された農地はどうなるのですか。</p>
木谷主査	<p>はい。非農地判定された農地につきましては、現状に合わせて山林とか原野に、翌年度の固定資産税課税から変わります。農地も、町の評価額としては、宅地とかに比べればだいぶ低いのですが、山林原野は農地の10分の1、5分の1くらいでさらに低くなりますので、非農地判定された農地については、翌年度から税金がいくらか下がるという形になります。</p>
1 番	<p>非農地になっているところは道がないようなところもあって、道がないことも問題だと思うのですが、道がなくて他の人の土地を通らなければいけないようなところはどのようになるのでしょうか。</p>
木谷主査	<p>判定するひとつの基準として、その農地を調査に行くのに、農業委員さんや推</p>

	<p>進委員さんが踏み入って進入する道路がない、あとは逆に道路はあるけれどもがさやぶになっていて、トラクター等の農作業車も入れないような所もあると思います。そういうところは、農地としての再生は難しいだろうということで、非農地判定をしても差し支えないということになっておりますので、道路状況からもそういった判定をしていただいて構いません。</p>
事務局長	<p>すみません、よろしいでしょうか。</p> <p>再度確認ですが、8月29日に農地利用状況調査を実施します。午前9時にここにお集まりいただきたいと思います。</p> <p>同じ週ですが9月1日に、いわき市のハワイアンズで研修会が行われます。10時15分に、旧専売公社跡地にご集合いただきたいと思います。欠席される方は、8月18日までにご報告をお願いいたします。</p>
1 番	<p>それは、浅川町の農業委員会としての研修ですか。</p>
事務局長	<p>9月1日は、浅川町の農業委員会の方が、町の福祉バスでまとまって行きます。この4枚のペーパーがあります。これの最後に研修内容が書いてあります。この業務必携を主にテキストとして研修することになるかと思えます。</p> <p>それから、総会の出席時なのですが、入口がそちらで出席簿があります。印鑑をお持ちいただいて、次回からは印鑑を押していただきたいと思います。</p>
会 長	<p>それでは、事務局からの説明や連絡が終わりましたが、最後に何か確認等ございましたらお願いします。</p>
3 番	<p>はい。</p>
会 長	<p>はい、鈴木委員。</p> <p>鈴木です。調査のやつなのですが、県の立会いは各地区1名来るのですか。</p>
木谷主査	<p>はい。まだ何名来るかは分からないのですが。例年ですと1名多くて2名です。その時に県の方に確認をして、1名の時には例えば、例年ですと会長の地区に同行させていただいたりとかという形でやっておりました。</p>
3 番	<p>ということは、最低3名で歩くことになるのですね。</p>
木谷主査	<p>はい。それから、今日お渡しした農地パトロールのマグネットですが、9地区で公用車がないので、皆さんの車で歩いていただくようになりますので、そちらを車に貼りつけていただきたいと思います。</p>
8 番	<p>どこに貼りつけるのが理想ですか。</p>
木谷主査	<p>運転席のドアか、その反対側に。</p>

3 番	車代は。
木谷主査	例年ですと、前回説明させていただきましてが、年度末にくる能率給という上乗せ分の報酬がなかったので、去年まではこの活動に合わせて1回何千円という報酬を農業委員さんにお支払していたのですが、今回からはこれが法令業務に位置付けられて、これらの活動結果を基に年度末に国から補助金があるので、そちらで皆様に上乗せの報酬を配分させていただきますので、そちらでみていただければという形になっております。
会 長	はい、その他。
佐藤委員	はい。
会 長	はい。
佐藤委員	意向内容で、代理事業、権利設定という表記がされているのですが、それはどういうことですか。
木谷主査	はい。権利設定というものは、自ら誰か借りてくれる人を探しますというのが、権利設定になっております。そちらは、実際に誰かに貸されたかどうかというのは判定が付かないと思いますので、現在の状況を調査いただいて記載していただければと思います。代理事業といいますのは、中間管理機構の事業と似たような形で、農協さんが所有者の方の代わりに、借りてくれる人を探すという制度があります。実際、農協さんの方の実績的には浅川町ではないのですが、それが代理事業という形で記載されております。
佐藤委員	はい。わかりました。
会 長	その他。 （「なし」の声）
会 長	それでは、以上を持ちまして第2回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)